

第12章 防災用通信施設災害予防計画

1. 計画の概要

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

2. 防災用通信施設の整備状況

(1) 町防災行政無線及び全国瞬時警報システム(J-Alert)

町は、災害発生時に町民、防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報、津波警報等及び地震の津波情報の町民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム(J-Alert)と防災行政無線の自動放送連携を推進する。

① 同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を目的とした屋外拡声器からなる設備である。

② 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とし、町庁舎と防災関係機関、行政関係機関等との相互連絡に活用する設備で、車載型、可搬型及び携帯型等がある。

(2) 防災関係機関の無線通信施設

町は、県内で整備されている、山形県防災行政無線網、警察無線通信回線網、水防・道路用無線通信回線網及び消防本部等の消防無線通信施設等を活用する。

3. 通信施設の災害予防措置

(1) 町及び県は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(2) 町、国及び県等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等にあたっては、次の点に十分配慮する。

① 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

② 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。

③ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回路に留意しつつ、町、国及び県等を通じた一体的な整備を図る。

④ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を行う。

⑤ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

⑥ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

⑦ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(3) 運用手段の多様化

町、国及び県は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

町及び県等は、被害情報及び関連機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

4. 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

5. 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

町は県と連携し、災害時に有効な携帯電話やアマチュア無線、衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制について整備する。移動通信系の利用にあたって、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

(3) IP電話

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

(4) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

町、国及び県は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。